

2019年9月19日

コーチングに関わる漕艇部旅費補助規程

- 1条 この規定は漕艇部の構成員に対してのみ効力を有する。
- 2条 この規定は大阪大学漕艇部の会計年度に準ずる。
- 3条 この規定を改正するには監督または会計の発議の下、現役部員幹部並びにコーチミーティングでの可決を要する。但し可決の方法は主務及び監督の協議により別途定める。

【総則】

- 4条 この規定による負担は原則として戸田・海の森での大会のみとし、長沼以遠の大会での負担はその都度定めるものとする。但し、加古川については宿泊費のみ適用する。
- 5条 この規定による負担額は一名につき総額一万円までとする。

【交通費】

- 6条 この規定での負担は原則として大阪東京間の移動に対してのみとする。
- 7条 交通費として発生した費用の実費8割を負担する。
- 8条 漕艇部への負担申請は別紙の書式を利用し、実際の利用交通機関名とその運賃を明記しなければならない。
- 8条の2 申請書には領収書を必ず添付するものとする。
- 9条 負担は予算内での執行を原則とし、予算内に収まらない場合は実費の6割負担に減額した上で、学生コーチを優先する。

【宿泊費】

- 10条 原則としてコーチは大学の宿舎に宿泊するものとし、その際宿泊費は徴収しない。
- 11条 部がコーチの宿舎を手配できなかった場合のみ、宿泊費を下の条文の通り漕艇部負担とする。
- 12条 宿泊に発生した費用の8割を負担する。
- 14条 漕艇部への負担申請は別紙の書式を利用し、実際の利用ホテル名とその料金を明記しなければならない。
- 14条の2 申請書には領収書を添付するものとする。
- 15条 宿泊するホテルがやむを得ない事情を除いてビジネスホテルではなかった場合は漕艇部として宿泊費を負担しない。
- 16条 予算内での執行を原則とし、予算に収まらない場合は11から15条の規定を4割に減額した上で、学生コーチを優先する。

2019年12月8日
大阪大学漕艇部会計 大谷真寛